

「退教互」事業内容一覧

一般財団法人長野県退職教職員互助組合
〒380-0846 長野市旭町 1098 番地
TEL 026-232-5331・234-5067

事業名	内 容	備 考	実施月等														
共 済 事 業	<p>療養給付</p> <p>○給付額は保険診療による自己負担分から2,000円を控除した額の6割 ・受診者ごと、入院、外来ごと、受診月ごとの1カ月の合計額から2,000円を控除した額の6割を給付します。ただし、年齢による給付限度額があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">退教互の給付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">70歳未満</td> <td>入院</td> <td>45,000円 [4回目～25,000円]</td> </tr> <tr> <td>外来</td> <td>45,000円 [4回目～25,000円]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">70歳以上</td> <td>入院</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>外来</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○給付対象は退職組員(本人)及び配偶者 ○給付期間は退職組員資格取得日から亡くなるまで(生涯給付) ○退職組員(本人)が亡くなられても配偶者の給付資格は継続します。ただし、以下の場合は事実発生日をもって給付対象者としての資格を失います。 ・配偶者が再婚したとき ・配偶者が退職組員の一親等以外の者との養子縁組により新たな生活基盤を得るなどしたとき ○離婚したときは配偶者の給付資格はなくなります。 ○退職組員の子のうち障害者で、理事会において認定を受けた方を給付対象者(被扶養者)にすることができます。ただし、市町村から福祉医療受給者証が交付され、入院、外来ともに医療費が戻る場合は対象外です。 ○海外で医療を受けた場合、日本の公的医療保険の対象となる海外療養費は給付対象です。</p>	区 分	退教互の給付限度額		70歳未満	入院	45,000円 [4回目～25,000円]	外来	45,000円 [4回目～25,000円]	70歳以上	入院	25,000円	外来	6,000円	<p>退職組員が対象</p> <p>※申請に関わる提出期限は受診月から3年間</p>	通年 申請給付	
	区 分	退教互の給付限度額															
	70歳未満	入院	45,000円 [4回目～25,000円]														
		外来	45,000円 [4回目～25,000円]														
70歳以上	入院	25,000円															
	外来	6,000円															
<p>弔慰給付</p> <p>○現職組員が亡くなったとき ・加入後10年未満で亡くなったとき 3万円 ・加入後10年以上20年未満で亡くなったとき 5万円 ・加入後20年以上で亡くなったとき 8万円 ○退職組員(本人)及び配偶者が亡くなったとき <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th><退職組員(本人)></th> <th><配偶者></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・退職後1年未満で亡くなったとき</td> <td>30万円</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>・退職後1年以上3年未満で亡くなったとき</td> <td>20万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>・退職後3年以上5年未満で亡くなったとき</td> <td>10万円</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>・退職後5年以上で亡くなったとき</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table> </p>		<退職組員(本人)>	<配偶者>	・退職後1年未満で亡くなったとき	30万円	15万円	・退職後1年以上3年未満で亡くなったとき	20万円	10万円	・退職後3年以上5年未満で亡くなったとき	10万円	5万円	・退職後5年以上で亡くなったとき	3万円	2万円	<p>現職・退職組員が対象</p> <p>※申請に関わる提出期限は亡くなった日から3年間</p>	通年 申請給付
	<退職組員(本人)>	<配偶者>															
・退職後1年未満で亡くなったとき	30万円	15万円															
・退職後1年以上3年未満で亡くなったとき	20万円	10万円															
・退職後3年以上5年未満で亡くなったとき	10万円	5万円															
・退職後5年以上で亡くなったとき	3万円	2万円															
<p>退組合給付</p> <p>○現職組員が以下の事由で脱退する場合は、現職中に納入した掛金の合計額を受取り脱退となります。ただし、脱退後の再加入はできません。 ・現職中もしくは退職時に退職組員資格を取得せず脱退したとき ・配偶者資格を取得済の現職組員が退職したとき ・45歳未満で退職したとき ・亡くなったとき(亡くなった現職組員が45歳以上で配偶者が給付対象者となることを希望した場合を除く) ○退職組員資格取得後に脱退する場合は、弔慰給付相当額を受取り脱退となります。ただし、脱退後の再加入はできません。</p>	<p>現職・退職組員が対象</p> <p>※退職時の年齢は退職した年度内に達する満年齢</p>	通年 申請給付															
<p>特別給付</p> <p>○前年度1年間、療養給付を受けなかった世帯に物品を送ります。 ・前年度1世帯当たり平均療養給付額の3%程度</p>	<p>退職組員が対象</p>	7月 自動給付															
<p>単身者給付</p> <p>○退職時に配偶者がいない組員が、退職組員(本人)資格を取得したとき ○夫婦とも現職組員で、退職組員(本人)資格をそれぞれ取得したとき ○現職組員(45歳以上)が亡くなられ、その配偶者が給付対象者として資格を取得したとき ・給付額 45万円</p>	<p>退職組員が対象</p>	通年 申請給付															
貸 付 事 業	<p>普通貸付</p> <p>○現職組員は普通貸付を利用できます。 ・貸付限度額 300万円(10万円単位、1人1口)</p>	<p>現職組員が対象</p> <p>・償還回数 10～110回(10回単位) ・貸付利率 変動金利 年1.32%(保証料不要) ・償還途中で退職または脱退する場合は、未償還元利金を直ちに(退職の場合は退職した翌月末日までに)一括償還していただきます。</p>	通年 申請貸付														
	<p>教育貸付</p> <p>○現職組員のお子さんが大学、短大、専修学校、または理事会が認める学校に入学又は修学するとき、教育貸付を利用できます。在学中は、元金の償還を猶予することができます。 ・貸付金額 お子さん一人につき300万円まで(10万円単位) ・貸付限度額 普通貸付とあわせて600万円まで(教育貸付のみの場合も600万円まで) ・添付書類 合格通知書又は入学許可書の写し(入学時の申込)、在学証明書の原本(在学中)</p>																
<p>支部事業</p>	<p>○県下14支部で実施されています。 ・居住地の支部事業に参加することができます。 ・総会 研修旅行 講演会 女性の集い 囲碁 マレットゴルフ 支部だより発行等</p>	<p>退職組員が対象</p>															
<p>退教互だより</p>	<p>○年3回発行 現職組員は所属(学校)経由で配布、退職組員は自宅に郵送</p>		7月・11月 3月														